

北海道小規模企業振興条例の概要

【小規模企業を取り巻く現状・課題】

- ・本道の企業数の9割あまりを小規模企業が占める
- ・小規模企業数は2009年から2012年までの3年で1万社以上減少
- ・廃業率が開業率を上回る状況
- ・後継者不在74%(全国一)、代表者の半数が60歳以上
- ・休廃業・解散が10年前と比べ倍増

【これまでの経過】

H26.6	小規模企業振興基本法の制定
H26.7～H27.3	小規模企業振興の今後のあり方についての検討
H27.8～	北海道小規模企業振興条例(仮称)検討部会での検討
H27.11～H27.12	パブリックコメント実施、各市町村・経済団体等からの意見聴取
H28.3	平成28年第1回定例道議会において条例可決
H28.4	条例施行

○ 条例の概要

【前文】

すべての関係者が一体となって地域の小規模企業の持続的発展を図る 道民の総意としてこの条例を制定する

【第一章 総則】(第1条～第10条)

【目的】(第1条)

小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、道の責務、小規模企業者・小規模企業団体等の役割等を明確化し、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進することにより、地域経済の活性化及び地域社会の持続的発展に資する

【定義】(第2条)

小規模企業者：おおむね常時使用する従業員の数が、製造業、建設業、運輸業その他の業種は20人以下、商業又はサービス業は5人以下の事業者

【基本理念】(第3条)

- ① 小規模企業の経営環境及び経営実態その他地域の实情に応じて総合的に推進
- ② 国や道、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体等の適切な役割分担の下、一体的に推進
- ③ 小規模企業者の円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮
- ④ 小規模企業の経営規模等を踏まえ、その主体性が十分発揮されるよう配慮

【道の責務】(第4条)

- ① 総合的な施策の策定及び実施
- ② 国、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体等との連携
- ③ 小規模企業が担っている重要な役割についての道民の理解促進

【小規模企業者の努力】(第5条)

- ① 円滑かつ着実な事業の運営、その事業活動を通じた地域の振興への貢献
- ② 地域における他の小規模企業者等と連携

【小規模企業関係団体の役割】(第6条)

- ① 小規模企業者を積極的に支援、他団体等と連携
- ② 国、道、市町村等が行う取組に参画

【金融機関の役割】(第7条)

円滑な資金供給及び経営の支援の実施、小規模企業に対する支援や協力を通じ、地域経済の活性化

【大学等の役割】(第8条)

新商品及び新技術開発その他の事業活動への助言、研究成果の普及等

【小規模企業者以外の事業者の役割】(第9条)

- ① 小規模企業の事業機会の創出その他の必要な協力
- ② 道が行う施策への協力

【市町村との連携等】(第10条)

道は、市町村が行う小規模企業の振興に関する取組に連携協力するとともに、市町村に対し、必要な協力を要請

【第二章 基本的施策】(第11条～第19条)

◇経営体質の強化(第12条)

経営指導の促進、研修の充実、人材の育成、道外からの人材の誘致等

◇事業の承継の円滑化(第13条)

研修の充実、情報の提供、支援人材の育成、相談体制の整備等

◇創業等の促進(第14条)

各段階に応じた研修の充実及び情報の提供、相談体制の整備等

◇地域における支援体制の整備(第15条)

- ① 各地域における小規模企業を支援する体制の整備
- ② 支援体制の整備に当たり、秘密の保持に配慮

◇円滑な資金の供給(第16条)

金融機関と連携し、小規模企業者、事業の譲渡を受けようとする者、創業を行おうとする者に対する資金が円滑に供給されるよう必要な措置を講ずる

◇小規模企業振興方策(第17条)

小規模企業の振興を図るための具体的な方策の策定、公表

◇財政上の措置(第18条)

必要な財政上の措置を講ずるよう努める

◇顕彰(第19条)

顕著な功績があったものに対する顕彰の実施

北海道小規模企業振興条例（平成28年 3 月31日 北海道条例第16号）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第10条）

第 2 章 小規模企業の振興に関する基本的施策（第11条－第19条）

附則

道内の企業数の約 9 割を占める小規模企業は、地域の経済及び雇用を支える重要な担い手であり、地域経済の健全な発展と地域社会の安定に必要な不可欠な存在である。

しかしながら、本道においては、全国を上回るスピードで少子高齢化が進行していることにより、生産活動及び消費活動の両面での深刻な影響が懸念され、さらに、小規模企業においては、需要の減退による競争の激化や後継者の不在などにより、その取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

こうした状況の下では、小規模企業者のみならず、国、道、市町村、小規模企業関係団体などの全ての関係者が危機感を共有し、経済社会情勢の変化に的確に対応しながら、一体となって地域の小規模企業の持続的な発展を図っていくことが先人たちから継承してきた私たちのふるさとを将来に引き継いでいく上で極めて重要である。

このような考え方に立って、小規模企業の振興を通じ、地域経済の活性化及び安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与するため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関、大学等及び小規模企業者以外の事業者（その事業に関し小規模企業者と関係がある事業者に限る。第 3 条第 2 項及び第 9 条において同じ。）の役割等を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に

資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、道内に事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業関係団体 商工会、商工会議所その他の小規模企業者の支援に関係する団体をいう。
- (3) 大学等 大学及び高等専門学校その他試験研究機関をいう。

(基本理念)

第3条 小規模企業の振興は、小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手であり、地域社会において重要な役割を担っていることに鑑み、その事業の持続的な発展が図られるよう、小規模企業の経営環境及び経営実態その他地域の実情に応じて総合的に推進されなければならない。

- 2 小規模企業の振興は、国、道、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関、大学等及び小規模企業者以外の事業者の適切な役割分担の下に、一体的に推進されなければならない。
- 3 小規模企業の振興に当たっては、小規模企業者がその経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。第11条第1号において同じ。）を有効に活用し、その活力の向上が図られ、円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮されなければならない。
- 4 小規模企業の振興に当たっては、個別の小規模企業の経営の規模及び形態を踏まえ、その主体性が十分に発揮されるよう配慮されなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 道は、前項の施策の推進に当たっては、国、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関及び大学等と緊密な連携を図るものとする。
- 3 道は、小規模企業が地域経済の活性化及び道民生活の向上に貢献し、並びに地域社会において重要な役割を担っていることについて、道民の理解を深める

よう努めなければならない。

(小規模企業者の努力)

第5条 小規模企業者は、基本理念にのっとり、その事業の持続的な発展を図るため、円滑かつ着実な事業の運営に努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする。

2 小規模企業者は、その事業の持続的な発展に関し、地域における他の小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関及び大学等と連携するよう努めるものとする。

(小規模企業関係団体の役割)

第6条 小規模企業関係団体は、基本理念にのっとり、小規模企業の経営の改善及び向上に資するよう小規模企業を積極的に支援するとともに、その支援に当たっては、他の小規模企業関係団体及び金融機関等と相互に連携するよう努めるものとする。

2 小規模企業関係団体は、国、道、市町村等が行う小規模企業の振興に向けた取組に参画するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、基本理念にのっとり、小規模企業への円滑な資金の供給及び小規模企業の経営の支援を行うとともに、小規模企業に対する支援及び協力を通じ、地域経済の活性化に努めるものとする。

(大学等の役割)

第8条 大学等は、基本理念にのっとり、小規模企業者が行う新商品及び新技術の開発その他の事業活動に関して必要な助言、研究成果の普及等を行うよう努めるものとする。

(小規模企業者以外の事業者の役割)

第9条 小規模企業者以外の事業者は、基本理念にのっとり、地域の経済及び雇用を支える担い手である小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、小規模企業の事業機会の創出その他小規模企業者に対する必要な協力を行うよう努めるものとする。

2 小規模企業者以外の事業者は、道が実施する小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第10条 道は、小規模企業の振興を図る上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた小規模企業の振興に関する取組に対して連携協力するとともに、小規模企業の振興に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を要請するものとする。

第2章 小規模企業の振興に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第11条 道は、次に掲げる基本方針に基づき、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

- (1) 小規模企業の経営体質の強化（経営資源、人材及び財務の状況を向上させることをいう。次条及び第16条において同じ。）を図ること。
- (2) 小規模企業の事業の承継の円滑化を図ること。
- (3) 小規模企業に係る創業及び新たな事業分野への進出（第14条及び第16条において「創業等」という。）の促進を図ること。

(経営体質の強化)

第12条 道は、小規模企業の経営体質の強化を図るため、小規模企業関係団体による経営指導の促進、小規模企業の事業活動に有用な知識、技能等に係る研修の充実、小規模企業の事業活動を担う人材の育成、道外からの人材の誘致その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業の承継の円滑化)

第13条 道は、小規模企業の事業の承継の円滑化を図るため、経営者の意識の醸成、後継者の育成等に係る研修の充実、事業の承継に関する情報の提供、事業の承継を支援する人材の育成、専門家による相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(創業等の促進)

第14条 道は、小規模企業に係る創業等の促進を図るため、創業等の準備の段階からその創業等に係る事業の健全な発展の段階までの各段階に応じた研修の充実及び情報の提供、起業家等による創業等のための相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地域における支援体制の整備)

第15条 道は、各地域における小規模企業を支援する体制の整備を図るため、小規模企業者と小規模企業関係団体、金融機関及び大学等との連携の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、小規模企業を支援する体制の整備に当たっては、事業の承継等に係る小規模企業の秘密が保持されるよう配慮しなければならない。

(円滑な資金の供給)

第16条 道は、小規模企業の経営体質の強化及び事業の承継の円滑化並びに小規模企業に係る創業等の促進を図るため、金融機関等と連携し、小規模企業者、小規模企業の事業の譲渡を受けようとする者及び小規模企業に係る創業を行おうとする者に対する資金が円滑に供給されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(小規模企業振興方策)

第17条 道は、小規模企業の振興を図るための具体的な方策（以下この条において「小規模企業振興方策」という。）を策定するものとする。

2 道は、小規模企業振興方策を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、小規模企業振興方策を変更した場合について準用する。

(財政上の措置)

第18条 道は、小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第19条 道は、小規模企業の振興に関して顕著な功績があったものに対し顕彰を行うものとする。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

基本的な施策

北海道小規模企業振興条例の制定
(H28.4.1施行)

- 【基本理念】
- 地域の実情等に応じ総合的に推進
 - 各機関の適切な役割分担のもと一体的に推進
 - 経営資源を有効活用した円滑・着実な事業運営
 - 経営規模・形態を踏まえ主体性を十分発揮

地域のプレイヤーである小規模企業の振興施策が必要

小規模企業の事業活動の継続は喫緊の課題

背景

- 人口減少社会にあって地域経済の活力低下が懸念される中、小規模企業は道内の企業数の約9割を占め、地域の経済・雇用を支える重要な担い手。
- ・ 道内では、従業員20人以上の企業等が5社以下の市町村が、約60町村。
- ・ 小規模企業の数、直近3年で1万社以上減少、廃業率は開業率を上回る。
- ・ 道内企業の後継者不在率は74.0%（全国一）、道内企業の代表者の半数が60歳以上。

経営体質の強化

- 《主な課題》
- 商圏が限られ、地域の事業環境の変化を受けやすい
 - 商品開発力や専門性の高い人材の確保が困難
 - 価格競争力や販売力に弱み

- 【展開の方向】
- 小規模企業の目線に合わせたきめ細やかな経営相談・経営指導の実施
 - 重要な経営資源である経営者や従業員に対する伴走型のスキルアップ支援
 - 道外からの人材誘致や産業の理解促進等による人材の確保
 - 域内・域外からの需要開拓・確保のための新商品・新サービスの開発と販路開拓支援

- 〈きめ細やかな経営相談・経営指導の実施〉
- 地域に密着した商工会・商工会議所による伴走型の経営指導、情報提供
 - 北海道中小企業総合支援センター等による支援情報の提供や製品開発から販路拡大に至る幅広い経営指導
 - 地域の金融機関、中小企業診断士等と連携した専門家の派遣による経営指導

- 〈経営者や従業員に対する伴走型のスキルアップ支援〉
- 売上拡大や収益改善など企業ニーズに沿った専門家派遣による個別研修の実施
 - ものづくりや食品産業など新分野・新市場への進出等に資する人材の養成
 - 従業員の職業訓練を行う事業主に対する支援

- 〈新商品・新サービスの開発と販路開拓の支援〉
- 北海道産業振興条例に基づく施策、官民連携ファンド等による新商品・新サービス開発・販路開拓への支援
 - 小規模企業の受注機会の拡大・確保

- 〈道外からの人材誘致や産業の理解促進等による人材の確保〉
- 道外のプロフェッショナル人材と道内企業との橋渡しや、人材の受入企業への支援
 - 若年者等のU・Iターン促進のための求人情報の提供
 - 産業や職場理解による人材の確保・定着

主な取組の例

事業の承継の円滑化

- 《主な課題》
- 業績の不振や経営者の高齢化、後継者難などにより休業や解散件数が増加

- 【展開の方向】
- 専門家によるきめ細やかな情報提供と相談指導
 - 事業承継を支える専門人材の育成支援
 - 創業支援の取組と連動した事業承継の促進

- 〈きめ細やかな情報提供と相談指導の実施〉
- 地域ごとに専門家（弁護士、税理士、中小企業診断士等）の登録制度を整備
 - 登録制度を活用した、地域における事業承継に関する相談・指導の実施
 - 北海道事業引継センターや金融機関等との連携による情報提供

- 〈創業支援の取組と連動した事業承継の促進〉
- 後継者不在企業と創業希望者とのマッチング
 - 起業相談会や実践起業塾の活用による後継候補者のスキルアップ
 - 移住希望者による事業承継の促進

- 〈事業承継を支える専門人材の育成支援〉
- 事業承継課題に専門に対応する専任の事業承継コーディネーターの育成

創業等の促進

- 《主な課題》
- 地域の人口減少が進む中、新たな事業の創出による雇用の場の確保が重要

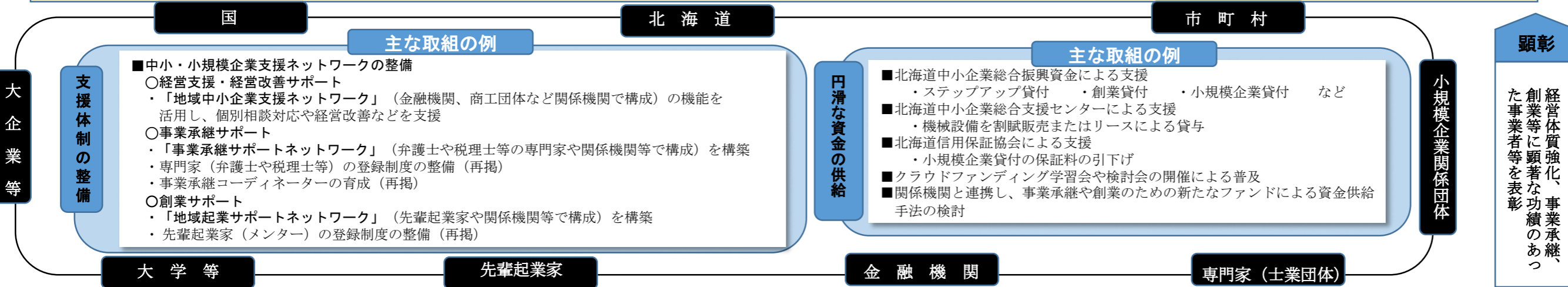
- 【展開の方向】
- 創業の各ステージに応じたきめ細やかな支援
 - ・ 起業家意識の普及・啓蒙
 - ・ 創業に向けた相談指導體制の整備
 - ・ 創業時、創業間もない企業に対する経営指導
 - ・ 事業承継の取組と連動した創業支援
 - 女性・若者・アクティブシニアなど多様で意欲的な人材による創業の促進

- 〈創業の各ステージに応じたきめ細やかな支援〉
- 大学生向け起業家教育（アントレプレナーシップ講座）の開催
 - 起業相談会、実践起業塾の開催
 - 先輩起業家（メンター）登録制度の整備
 - 先輩起業家との交流会、講演会や企業見学会の開催
 - 創業希望者データベースの活用
 - 後継者不在企業と創業希望者とのマッチング（再掲）
 - 北海道中小企業総合支援センター、商工会・商工会議所等による起業後のフォローアップ

- 〈女性・若者・アクティブシニアなどによる創業の促進〉
- 大学生向け起業家教育（アントレプレナーシップ講座）の開催（再掲）
 - 起業相談会、実践起業塾の開催（再掲）
 - 先輩起業家（メンター）登録制度の整備（再掲）
 - 先輩起業家と交流会、講演会や企業見学会の開催（再掲）
 - 北海道産業振興条例に基づく施策、官民連携ファンド等による新商品・新サービス開発・販路開拓への支援（再掲）
 - 空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出の支援
 - ビジネスで女性が活躍しやすい環境づくりの推進

地域経済の活性化・地域社会の持続的発展

施策の展開を支えるための地域における支援体制の整備と円滑な資金の供給



＜進捗管理＞

- PDCAサイクルによる施策の推進・見直し

【主なKPI】

- ・ 小規模企業の年平均減少率
3.0% (H21～H24の平均)
→1.5% (H24～H33の平均)
- ・ 開業率
(当該年開設事業所数 ÷ 前年事業所数)
1.94% (H21～H24の平均)
→7.0% (H31)

顕彰
経営体質強化、事業承継、創業等に顕著な功績のあった事業者等を表彰